

東京都台東区立児童館の指定管理者の選定について

1 対象施設

施設名	所在地	施設内容
千束児童館	千束三丁目20番6号	【施設概要】 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童厚生施設 児童福祉法第7条、第40条 【事業内容】 幼児タイム、工作、手芸、スポーツ遊び、室内遊び、表現活動等の日常活動、季節行事や野外活動、地域交流行事、異年齢・異世代交流事業等を実施
玉姫児童館	清川二丁目22番13号	
台東児童館	台東一丁目11番5号	
池之端児童館	池之端二丁目3番3号	
松が谷児童館	松が谷四丁目15番11号	
今戸児童館	今戸一丁目3番6号	
寿児童館	寿一丁目4番5号	
谷中児童館	谷中五丁目6番5号	

2 現行の指定管理者

名称：社会福祉法人 台東区社会福祉事業団

所在地：台東区三ノ輪一丁目27番11号

代表者：理事長 生沼 正篤

3 次期指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

4 次期指定管理者の選定

(1) 選定方法（別紙参照）

台東区指定管理者制度運用指針3（2）に規定する公募によらない選定及び（4）に規定する複合施設等の一括指定を適用し、現行の指定管理者を公募によらず再選定する。

(2) 理由

児童館が遊び及び生活を通じて児童を健全に育成するためには、保護者をはじめ

とする地域や関係機関と信頼関係を継続し、安定的かつ継続的に事業を運営する必要がある。加えて、現行の指定管理者は地域の子育て支援の担い手として区の政策の補完機能を果たしていることから、公募によらず選定を行う。

また、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、8館同一の指定管理者とする。

(3) 選定手続き

指定管理者非公募選定審査会を設置し、事業計画に基づき、管理水準やサービス向上への取組みなど、指定管理者としての適性を判定する。

①審査会の構成

外部の有識者と区職員を委員とする4名体制とする。

- | | |
|-------------------------|----|
| ・施設の設置目的に応じた専門的な知識を有する者 | 1名 |
| ・経営に関する専門的な知識を有する者 | 1名 |
| ・施設利用者、地域住民の代表者等 | 1名 |
| ・区職員 | 1名 |

②選考基準（案）

各施設の設置条例に定める基準のほか、次に掲げる項目を中心に審査を行う。

- ・団体の実績・安定性
- ・区の求める管理水準の確保
- ・サービス向上への取組み
- ・運営効率化の取組み
- ・危機管理、安全確保の取組み
- ・職員育成の取組み
- ・児童館の運営方針・具体的取組み

5 今後の予定

令和6年8～10月	第1回審査会【施設の視察及び審査基準の決定】
	第2回審査会【書類審査】
	【指定管理者候補者決定】
令和6年第4回定例会	指定管理者指定議案提出
令和7年4月	指定管理者との協定締結
	指定管理業務開始